

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	共同運用センター（データセンター）における介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付支払等システムのデータ保管業務等の再委託について（再委託先の変更及び追加）
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（再委託）

（担当部課：福祉部介護保険課・障害者福祉課）

事業の概要

事業名	① 現物給付審査支払委託業務 ② 障害福祉サービス
担当課	① 介護保険課 ② 障害者福祉課
目的	共同運用センター（データセンター）の移転に伴い、再委託先の変更及び追加を行う。
対象者	① 要介護・要支援認定者及び事業対象者 ② 障害福祉サービス等受給者
事業内容	<p>1 経緯</p> <p>① 現在、介護給付費に係る審査及び支払に関する事務については、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第10項等に基づき、平成12年4月より東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託しており、当該委託に基づき介護保険審査支払等システム（都道府県システム）を介して審査等事務が行われている。（平成11年度第4回本審議会了承事項）</p> <p>② 現在、障害福祉サービスにおける「介護給付費又は訓練等給付費」の審査及び支払に関する事務については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第7項に基づき平成19年10月より、「障害児通所給付費」の審査及び支払に関する事務については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の7第14項に基づき平成24年4月より、それぞれ国保連に委託しており、当該委託に基づき障害者総合支援給付審査支払等システム（都道府県システム）を介して審査等事務が行われている。（平成19年度第1回及び平成23年度第7回本審議会了承事項）</p> <p>上記①及び②の審査等事務を行う介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付支払等システム（以下「介護・障害支払等システム」という。）については、平成26年5月より、富士通株式会社が設置・管理する共同運用センター（データセンター）にサーバを配置し、一元的に管理している。（平成25年度第6回本審議会了承事項）</p> <p>この度、令和2年5月に介護・障害支払等システムの機器更改を予定しており、共同運用センター（データセンター）が移転することとなったため、再委託先が変更及び追加となることについて報告する。</p> <p>2 変更点</p> <p>(1) 共同運用センター（データセンター）におけるデータ保管業務の再委託先の変更（業務内容は現行と同様）</p> <p style="padding-left: 2em;">【変更前】 富士通株式会社（再委託先）</p> <p style="padding-left: 2em;">【変更後】 鉄道情報システム株式会社（再委託先）</p> <p>(2) 国保連センター（データセンター）におけるバックアップデータ保管業務の再委託先の追加</p> <p style="padding-left: 2em;">・現在、審査等事務情報のバックアップデータについては、国保連センター（データセンター）にて委託先の国保連が管理しているが、当該機器更改</p>

に合わせて、再委託先に業務を行わせる。

【変更前】国保連（委託先）

【変更後】東日本電信電話株式会社（再委託先）

※上記（１）（２）の業務においては、再委託先はサーバ機器を設置する場所の提供等を行い、個人情報データにへのアクセスはできない。

3 現行と変更後の電子データの流れ
資料 38—1 及び資料 38—2 のとおり

4 対象者数

① 要介護・要支援認定者及び事業対象者数（令和元年 9 月末現在）

14,347人

② 障害福祉サービス等受給者数（令和元年 9 月末現在）

2,618人

件名 共同運用センター(データセンター)における介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付支払等システムの運用業務等の再委託について(再委託先の変更及び追加)

※太字ゴシック(下線)箇所が、平成25年度第6回本審議会からの変更内容

保有課(担当課)	① 介護保険課、② 障害者福祉課
登録業務の名称	① 現物給付審査支払委託業務、② 障害福祉サービス
委託先(再委託先)	<p>【委託先】 国保連</p> <p>【再委託先】</p> <p>1 鉄道情報システム株式会社 (共同運用センターにおけるデータ保管業務)</p> <p>2 東日本電信電話株式会社(国保連センターにおけるバックアップデータ保管業務)</p> <p>※ 両事業者共に ISMS/JIS Q 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) の認証取得済み</p>
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 個人の範囲</p> <p>① 要介護・要支援認定者及び事業対象者</p> <p>② 障害福祉サービス等受給者</p> <p>2 情報項目</p> <p>資料38-3のとおり</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(委託先のサーバ)
再委託理由	<p>1 鉄道情報システム株式会社 共同運用センター(データセンター)の移転に伴い、委託先が、再委託先を鉄道情報システム株式会社に変更することとしたため。</p> <p>2 東日本電信電話株式会社 現在、審査等事務情報のバックアップデータについては、国保連センター(データセンター)にて委託先の国保連が管理しているが、当該機器更改に合わせて、国保連センター(データセンター)におけるバックアップデータ保管業務を東日本電信電話株式会社に再委託することとなったため。</p>
再委託の内容	<p>1 鉄道情報システム株式会社 データ保管業務</p> <p>2 東日本電信電話株式会社 バックアップデータ保管業務</p>
再委託の開始時期及び期限	令和2年5月1日から令和3年3月31日まで (次年度以降も、同様の再委託を行う。)
委託・再委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <p>1 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙1及び2)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。</p> <p>2 委託先と再委託先に「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」を遵守させる。</p> <p>3 契約履行の間、特記事項(別紙2)19、22に基づき、区が直接再委託先に対して必要に応じ、調査を実施するとともに、報告を求める。</p> <p>4 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2)」を付す。</p> <p>5 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。</p>

<p>受託事業者・再受託事業者 に行わせる情報保護対策</p>	<p>ISMS/JIS Q 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム) で定める企業における総合的な情報セキュリティマネジメントを含め、以下の運用上の対策及びシステム上の対策を徹底させる。</p> <p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先と再委託先との間の契約書には、「特記事項 (別紙2)」を付す。 2 再委託先に、「医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン (経済産業省)」に基づくセキュリティポリシーを定めさせ、運用させる。 3 サーバルームへの入室にあたり、手荷物 (カバン、携帯電話等) 及び不正な端末 (パソコン、各種媒体) 等の持ち込みは禁止とし、手荷物チェックを行わせる。 4 各エリア (サーバルーム内・前室、搬入出通路、敷地内・外周等) に監視カメラを設置させる。特に、サーバルーム内は、ラック列毎に死角の無いように監視カメラを設置させる。 5 全ての従業員に対して、情報セキュリティの確保に関する基準や手順等の必要な教育・訓練を行わせる。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OS のセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 4 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。 5 通信回線は専用線を使用し、第三者からの不正接続を排除する。 6 再委託先が上記業務を行うに当たり、個人情報データにアクセスすることのないように、委託先に、システム操作権限の設定等のセキュリティ対策を実施させる。 7 委託先に、再委託先及び第三者が個人情報データを解読することができないように暗号化等保護対策を講じさせる。
-------------------------------------	--

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。
 - ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的

に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

（資料等の返還等）

14 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

（個人情報を取り扱う従事者の指定）

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

（業務に関する報告）

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

（監査等）

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

（従事者に対する教育）

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

（事故発生時等における報告）

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

（公表等）

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

（損害の賠償）

24 乙は、第 1 項から第 2 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区の実施機関

※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。

- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

(秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

- (3) 犯罪に関する事項

- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

12 丙は、この契約の終了後は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

(業務に関する報告)

15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(甲の報告要求、調査及び指導等)

19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。

22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

(公表等)

23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。